

1 併せて売り渡すべき附帯施設

(1) 土地の場合

| 土地の表示 | | | | | 対価及びその支払方法 | | | 摘要 |
|-------|---|----|-------|-----------|------------|------------|------------|----|
| 市町村 | | | | | 対価 (円) | 一時払 (円) | 年賦払 (円) | |
| 大字 | 字 | 地番 | 登記簿地目 | 面積 (㎡) | | | | |
| | | | | | | | | |
| 小計 | | | | | | | | |

(2) 建物その他工作物の場合

| 物件の表示 | | | | | | 対価及びその支払方法 | | | 摘要 |
|-------|---|----|----|----|---------|------------|------------|------------|----|
| 市町村 | | | | | | 対価 (円) | 一時払 (円) | 年賦払 (円) | |
| 大字 | 字 | 地番 | 種類 | 構造 | 床面積又は数量 | | | | |
| | | | | | | | | | |
| 小計 | | | | | | | | | |

(3) 立木の場合

| 物件の表示 | | | | | | 対価及びその支払方法 | | | 摘要 |
|-------|---|----|----|----|----|------------|------------|------------|----|
| 市町村 | | | | | | 対価 (円) | 一時払 (円) | 年賦払 (円) | |
| 大字 | 字 | 地番 | 樹種 | 数量 | 樹齢 | | | | |
| | | | | | | | | | |
| 小計 | | | | | | | | | |

(4) 水の使用に関する権利の割合

| 内 容 | 対価及びその支払方法 | | | 摘要 |
|-----|------------|------------|------------|----|
| | 対価 (円) | 一時払 (円) | 年賦払 (円) | |
| | | | | |
| 小 計 | | | | |

2 農地法等の一部を改正する法律（平成21年法律第57号）第1条の規定による改正前の農地法（昭和27年法律第229号）第87条の指定が行われた場合にはその指定の内容

3 添付資料

農地又は採草放牧地買受申込書

様式例第2号の2

売 渡 不 適 通 知 書

番 号
平成 年 月 日

住 所
氏 名 殿

農業委員会会長 印

平成 年 月 日付けで貴殿から下記土地につき農地法等の一部を改正する法律（平成21年法律第57号）第1条の規定による改正前の農地法（昭和27年法律第229号）第37条の規定による買受申込書の提出がありましたが、貴殿は同法第36条第1項各号のいずれにも該当しないと認められることから、同法第38条の規定に基づく送付をしないことを決定しましたのでその旨通知します。

記

| 土地の所在、地番 | 登記簿地目 | 面積 (m^2) |
|----------|-------|-----------------|
| | | |

【教示】

この処分に不服があるときは、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第5条第1項の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に〇〇都道府県知事に対し審査請求をすることができます。

なお、審査請求をされる場合には、同法第15条に規定する事項を記載した審査請求書正副2通を直接〇〇都道府県知事に、または、当農業委員会を經由して〇〇都道府県知事に提出してください。

（記載要領）

相手方が法人である場合には、住所は主たる事務所の所在地を、氏名は法人の名称及び代表者の氏名をそれぞれ記載する。

様式例第2号の3

| 売渡通知書 | | | | | |
|--|-------|---|--------------|-------------|----------|
| | | 平成 年 月 日発行 | | | |
| 年 号 都道府県名 No. | | | | | |
| 住 所 | | | | | |
| 氏 名 殿 | | | | | |
| | | 都道府県知事 印 | | | |
| 農地法等の一部を改正する法律（平成21年法律第57号）第1条の規定による改正前の農地法（昭和27年法律第229号。以下「旧農地法」という。）第36条第1項の規定による売渡しを下記によって行います。 | | | | | |
| 売渡しの期日 | | 平成 年 月 日 | | | |
| 対価の総額 | | 農地 (円) | 採草放牧地 (円) | 附帯施設 (円) | 計 (円) |
| | | | | | |
| 対価の 支払方 法 | 一時払 | | | | |
| | 年賦払 | | | | |
| | 年賦償還金 | | | | |
| 売り渡すべき土地及び物件の所在及び表示 | | 別紙のとおり | | | |
| 売渡しの相手方の氏名及び住所 | | 別紙のとおり | | | |
| 対価の支払時期及び償還期間 | | 一時払 納入通知書の規定によって納入しなければなりません。 | | | |
| | | 年賦払 償還期間中毎年 月 日までに納入通知書の指定によって納入しなければなりません。 | | | |
| | | 年賦償還 平成 年 月 日から 期 間 平成 年 月 日まで | | | |

（留意事項）裏面の注意をよくお読みください。

（裏面）

- (1) この通知書は旧農地法第39条の規定に基づいて交付されるものです。
- (2) この通知書によって売り渡される農地、採草放牧地及び附帯施設の所有権は表記の「売渡しの期日」に移転します。
- (3) 支払義務者又はその相続人が対価の支払地に住所を有しなくなったときは、支払代理人を定めて、その旨を市町村を通じて都道府県知事に申告してください。
- (4) 対価は支払時期までに納付しなければなりません。支払時期までに納付を怠ったときは、旧農地法第43条の規定により滞納処分を受けることとなります。
- (5) 年賦償還期間中に次のときは、未償還金の全額について期限を繰り上げて支払わなければなりません。
 - (イ) 売渡しされた土地等を売り渡すとき
 - (ロ) 毎年の年賦償還金を期限までに支払わないとき
 - (ハ) 旧農地法第43条第7項で準用する国税通則法（昭和37年法律第66号）第38条第1項各号の一に掲げる事由のあるとき

【教示】

- 1 この処分に不服があるときは、地方自治法（昭和22年法律第67号）第255条の2の規定により、この処分があったことを知った日から60日以内（処分があったことを知った日の翌日から起算します。）に、農林水産大臣に審査請求書（行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第15条の規定による事項を記載しなければなりません。）正副2通を提出して審査請求をすることができます（なお、処分があったことを知った日から60日以内であっても、処分の日から1年を経過したときは審査請求をすることはできません。）。ただし、対価の額についての不服をこの処分についての不服の理由とすることはできません。

なお、審査請求書は、都道府県知事を経由して農林水産大臣に提出できますし、また直接農林水産大臣に提出できますが、直接提出する場合にはなるべく〇〇市〇〇町〇〇番地〇〇農政局長（沖縄にあっては内閣府沖縄総合事務局長）に提出して下さい。

- 2 この処分の取消しの訴えは、この処分についての審査請求に対する判決があったことを知った日から6か月以内（判決があったことを知った日の翌日から起算します。）に、都道府県を被告として（訴訟において都道府県を代表する者は知事となります。）、提起することができます（なお、処分についての審査請求に対する判決があったことを知った日から6か月以内であっても、判決の日から1年を経過したときは処分の取消しの訴えを提起することはできません。）。

- 3 この処分の取消しの訴えは、旧農地法第85条の2の規定により、この処分についての審査請求に対する判決を経た後でなければ提起することができますが、次の①から③までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する判決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。

この場合においては、処分の取消しの訴えは、処分があったことを知った日から6か月以内（処分があったことを知った日の翌日から起算します。）に提起することができます（なお、処分があったことを知った日から6か月以内であっても、処分の日から1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することはできません。）。

- ① 審査請求があった日から3か月を経過しても判決がないとき。
- ② 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
- ③ その他判決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

（記載要領）

- 1 相手方が法人の場合には、住所は主たる事務所の所在地を、氏名は法人の名称及び代表者の氏名をそれぞれ記載する。
- 2 「売渡しの相手方の氏名及び住所」については、法人の場合には1と同様に記載する。
- 3 「教示」の下線の部分は、北海道の場合には記載しない。

様式例第2号の4

| 売渡通知書 | | | | 平成 年 月 日発行 | | | | | | |
|--|---------|--|---|---------------------------|-------------------------------|-------------|--|----------|--|--|
| 年 号 | | 都道府県名 | | No. | | | | | | |
| 住 所 | | | | | | | | | | |
| 氏 名 | | | | 殿 | | | | | | |
| 都道府県知事 印 | | | | | | | | | | |
| 農地法等の一部を改正する法律（平成21年法律第57号）第1条の規定による改正前の農地法（昭和27年法律第229号。以下「旧農地法」という。）第36条第1項の規定による売渡しを下記によって行います。 | | | | | | | | | | |
| 売渡しの期日 | | 平成 年 月 日 | | | | | | | | |
| 対価の総額 | | 農地 (円) | | 採草放牧地 (円) | | 附帯施設 (円) | | 計 (円) | | |
| | | | | | | | | | | |
| 対価の支払方法 | 支払区分 | 一時払 | | | | | | | | |
| | | 据置年賦払 | | | | | | | | |
| | 年賦償還 | 第一年次 | | | | | | | | |
| | | 第二年次以降 | | | | | | | | |
| | 支払の実行方法 | 一時払 | | 納入通知書の指定によって納入しなければなりません。 | | | | | | |
| | | 年賦払 | 償還期間 | | 平成 年 月 日から平成 年 月 日まで（据置期間を含む） | | | | | |
| 据置に関する事項 | | | 平成 年 月 日から平成 年 月 日までを据置期間とします。据置期間中は毎年据置金額に対する年利5.5パーセントの利子を納入通知書の指定によって納入しなければなりません。 | | | | | | | |
| 年賦償還 | | 平成 年 月 日から平成 年 月 日までの間毎年 月 日を支払期日とし納入通知書の指定によって納入しなければなりません。 | | | | | | | | |
| 売り渡すべき土地及び物件の所在及び表示 | | | | 別紙のとおり | | | | | | |
| 売渡しの相手方の氏名又は住所 | | | | 別紙のとおり | | | | | | |

（留意事項）裏面の注意をよくお読みください。

（裏面）

- (1) この通知書は旧農地法第39条の規定によって交付されるものです。
- (2) この通知書によって売り渡される農地、採草放牧地及び附帯施設の所有権は表記の「売渡しの期日」に移転します。
- (3) 支払義務者又はその相続人が対価の支払地に住所を有しなくなったときは、支払代理人を定めて、その旨を市町村を通じて都道府県知事に申告してください。

- (4) 対価は支払時期までに納付しなければなりません。支払時期までに納付を怠ったときは、旧農地法第43条の規定により滞納処分を受けることとなります。
- (5) 年賦償還期間（据置期間を含む。）中に次のときは、未償還金の全額について期限を繰り上げて支払わなければなりません。
- (イ) 売渡しされた土地等を売り渡すとき
 - (ロ) 毎年の年賦償還金を期限までに支払わないとき
 - (ハ) 旧農地法第43条第7項で準用する国税通則法（昭和37年法律第66号）第38条第1項各号の一に掲げる事由のあるとき

【教示】

- 1 この処分に対する不服があるときは、地方自治法（昭和22年法律第67号）第255条の2の規定により、この処分があったことを知った日から60日以内（処分があったことを知った日の翌日から起算します。）に、農林水産大臣に審査請求書（行政不服審査法（昭和39年法律第160号）第15条の規定による事項を記載しなければなりません。）正副2通を提出して審査請求をすることができます（なお、処分があったことを知った日から60日以内であっても、処分の日から1年を経過したときは審査請求をすることはできません。）。ただし、対価の額についての不服をこの処分についての不服の理由とすることはできません。
- なお、審査請求書は、都道府県知事を経由して農林水産大臣に提出できますし、また直接農林水産大臣に提出できますが、直接提出する場合にはなるべく〇〇市〇〇町〇〇番地〇〇農政局長（沖縄にあっては内閣府沖縄総合事務局長）に提出して下さい。
- 2 この処分の取消しの訴えは、この処分についての審査請求に対する裁決があったことを知った日から6か月以内（裁決があったことを知った日の翌日から起算します。）に、都道府県を被告として（訴訟において都道府県を代表する者は知事となります。）、提起することができます（なお、処分についての審査請求に対する裁決があったことを知った日から6か月以内であっても、裁決の日から1年を経過したときは処分の取消しの訴えを提起することはできません。）。)
- 3 この処分の取消しの訴えは、旧農地法第85条の2の規定により、この処分についての審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次の①から③までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。
- この場合においては、処分の取消しの訴えは、処分があったことを知った日から6か月以内（処分があったことを知った日の翌日から起算します。）に提起することができます（なお、処分があったことを知った日から6か月以内であっても、処分の日から1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することはできません。）。)
- ① 審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき。
 - ② 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
 - ③ その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。
- (記載要領)
- 1 この売渡通知書は年賦措置の場合に用いる。
 - 2 相手方が法人の場合には、住所は主たる事務所の所在地を、氏名は法人の名称及び代表者の氏名をそれぞれ記載する。
 - 3 「売渡しの相手方の氏名及び住所」については、法人の場合には2と同様に記載する。
 - 4 「教示」の下線の部分は、北海道の場合には記載しない。

様式例第2号の5

〇〇農委公示第 号

平成 年 月 日を売渡しの期日とする下記の土地及び附帯施設の売渡通知書の謄本は、平成 年 月 日〇〇都道府県から交付されたので、農地法等の一部を改正する法律（平成21年法律第57号）第1条の規定による改正前の農地法（昭和27年法律第229号）第39条第3項の規定により公示する。

平成 年 月 日

農業委員会会長 印

| 所在 | 大字 | 字 | 地番 | 登記簿 地目 | 面積 (m^2) | 買受者 氏名 又は名称 |
|----|----|---|----|-----------|-----------------|-------------------|
| | | | | | | |